参考資料集

総 合 通 信 基 盤 局番 号 企 画 室 平成30年6月12日

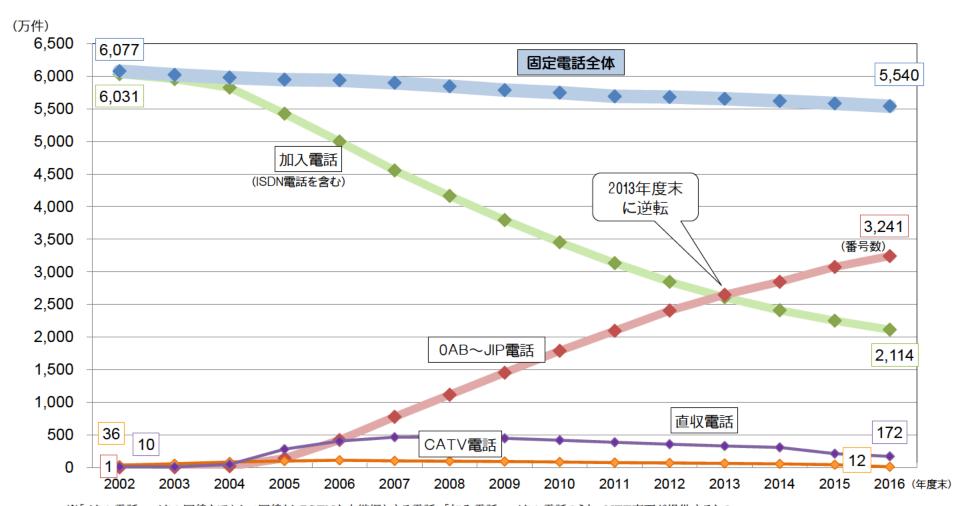
目 次

● 固定電話に関する参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
● 関係法令 ····································
● 関係ガイドライン・報告書等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
● 固定電話番号を利用する転送電話の提供形態・提供状況 ••••••P23
● 諸外国における固定電話番号に関する状況 ·····・P30
● 答申までの検討スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

固定電話に関する参考資料

固定電話の契約数の推移

- メタル電話(加入電話・ISDN電話)の契約数は減少傾向(ピーク時から約4,000万減少:1997年11月:6,322万→2017年3月末:2,114万)
- OAB~J IP電話の契約数は増加傾向(最近5年で約1.5倍増加:2012年3月:2,096万→2017年3月末:3,241万)



※「メタル電話」: メタル回線をアクセス回線としPSTNを中継網とする電話 「加入電話」: メタル電話のうち、NTT東西が提供するもの 「CATV電話」: メタル電話のうち、CATV事業者が提供するもの 「直収電話」: メタル電話のうち、NTT東西・CATV事業者以外が提供するもの

固定電話番号の識別性

①地理的識別性

- 固定電話番号(0AB~J)は、「市外局番+市内局番+加入者番号」^{※1}で構成され、「市外局番」については地域(番号区画^{※2})ごとに異なる番号を利用する。
- このため、端末が設置されている地域をおおよそ特定することが可能であり、着信側は発信者番号を見て発信側の場所の特定することも可能であることから、地理的識別性を確保している。
 - ※1:固定電話番号の構成例:03(市外局番)-aaaa(市内局番)-bbbb(加入者番号:事業者が利用者に割当て)
 - ※2:告示において全国を約580の地域に分けた番号区画ごとの市外局番を規定。 (例:03→東京23区等、06→大阪市等)

②サービスの識別性

- 番号により、固定電話であるのか、携帯電話等であるのか等^{※1}、サービスの種類(料金^{※2}・提供条件を含む。)の識別が可能な番号体系となっている。
- 固定電話番号(0AB~J)は、緊急通報の機能や設備の損壊・故障対策等の高い信頼性の確保が求められており、緊急時や災害時の連絡手段・ライフラインとしての役割を担っている。
 - ※1: (例) 携帯電話・・・070/080/090-eeee-ffff、IP電話・・・050-gggg-hhhh、着信課金サービス・・・0120-iii-jjj ※2: ただし、多様な料金プランやIP化の進展等により、距離別料金を識別する役割には変化が生じてきている。

③通話品質の識別性

- 通話品質については、現行制度上、固定電話(0AB~J)、携帯電話、IP電話(050)等のサービスごとに異なる技術基準を設けている※1ため、番号により通話品質を識別することが可能。
- 固定電話番号(0AB~J)は、他の電話に比べて高い通話品質が確保されているところ、今後のIP網への移行後においても、現在と同等水準の通話品質を確保することが求められている。
 - ※1:事業用電気通信設備規則(総務省令)に通話品質を規定。

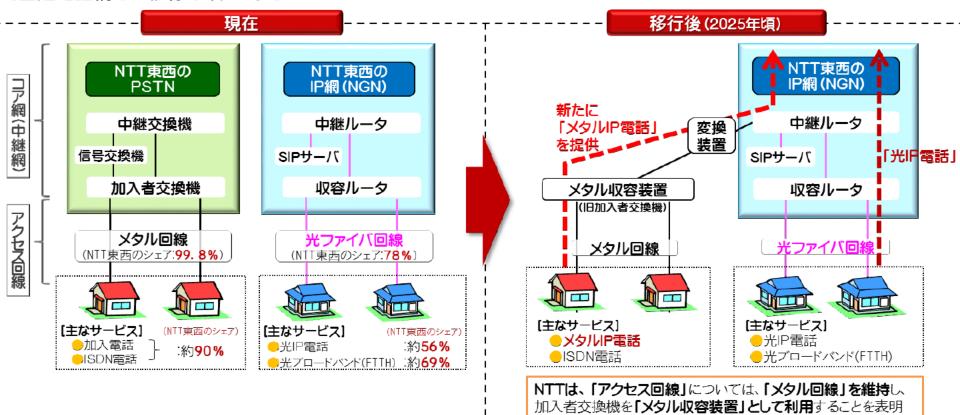
④社会的信頼性の識別性

- 固定電話番号(0AB~J)は、端末の設置場所を固定して提供されるサービスで利用されており、利用者の所在地が特定されているため、通話の相手を知らない場合でも、一定の社会的信頼性が確保されている。
- また、着信側に対して発信者番号が適切に表示されることも、社会的信頼性の識別性の確保において一定の役割を担っている。

固定電話網のIP網移行の概要

- NTTは、「加入電話」の契約数等が減少し、2025年頃に中継交換機・信号交換機が維持限界を迎えること等を 踏まえ、2015年(平成27年)11月、公衆交換電話網(PSTN*)をIP網に移行する構想(イメージは下図)を発表。 ※ Public Switched Telephone Network
- NTTの固定通信網は、我が国の基幹的な通信インフラであり、現行の様々な制度の前提となっているため、 2016年(平成28年)2月、総務大臣から「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報通信審議会に諮問。
- 電気通信事業政策部会(電話網移行円滑化委員会)における審議を経て、2017年(平成29年)3月に一次答申(移行後のIP網のあるべき姿)、同年9月に二次答申(最終形に向けた円滑な移行の在り方)がとりまとめられた。

【固定電話網のIP移行のイメージ】



「固定電話網の円滑な移行の在り方」答申(関連部分のポイント)

<基本的な考え方>

全国あまねく提供されている**固定電話は、地域の住宅・事業所**(ビジネス・学校・公共機関等)といった拠点との基本的な通信手段であり、社会経済活動に不可欠な基盤として、IP網への移行後も必要とされるもの。

● 距離に依存しない低廉な通話料金の実現

現在の加入電話 メタルIP電話
基本料 (住宅用)1700円 (事務用)2500円

(市内)8.5円 (県内)20~40円(距離別) (県外)20~80円(距離別)

現在と同等水準で品質・信頼性を確保

現在の加入電話

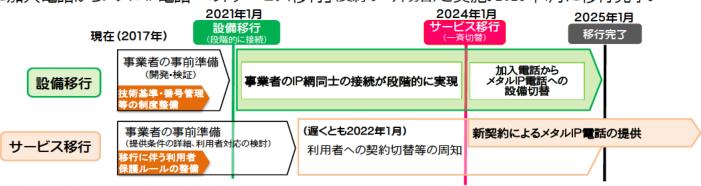
・通話・接続品質
・局給電機能
・損壊・故障対策
・災害時優先通信
・緊急通報

・緊急通報

・メタルIP電話
・通話・接続品質
・局給電機能
・損壊・故障対策
・災害時優先通信
・緊急通報
等

■ IP網への移行工程・スケジュール

- 事業者の事前準備を経て、2021年1月から「設備移行」(事業者のP網同士を段階的に接続)を開始。
- 2024年1月に加入電話からメタルIP電話への「サービス移行」(契約の─斉切替)を実施。2025年1月に移行完了。



● IP網移行に対応した緊急通報の機能

緊急機関と通報者の「回線保留」を実現するPSTNの機能は、IP網移行に伴い、緊急機関から通報者へのコールバックがつながりやすくなる5機能※を実現することで代替。

(現住 <i>)</i>									
加入電話	回線保留								
携帯電話	コールバック (5機能なし)								

メタルIP電話コールバック
(5機能を具備)携帯電話コールバック
(5機能の具備を検討)

(IP網移行後)

- ※コールバックがつながりやすくなる5機能:
- ①1XY番号の通知、②転送機能の解除、
- ③着信拒否機能の解除、④第三者との通話制限、
- ⑤災害時の優先通信扱い

関係法令

電気通信番号に関する現行制度

- 現行の電気通信事業法では、電気通信事業者は電気通信番号を総務省令で定める基準に適合させなければならない義務を規定するとともに、当該基準により確保されるものの一つとして、「電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること」を規定している。
- 電気通信番号ごとの基準については、電気通信番号規則(総務省令)及び関連告示に規定している。

●電気通信事業法(現行)

(電気通信番号の基準)

- 第五十条 <u>電気通信事業者は</u>、電気通信番号(略)を用いて電気通信役務を提供する場合においては、その 電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。(略)
- 2 前項の基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。
- 一 <u>電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しく</u> は内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。
- 二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。
- 三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。
- 四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

固定電話番号に関する現行制度

●電気通信番号規則(総務省令)(現行)

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

- 第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を識別するための電気通信番号(第十条の電気通信番号を除く。)は、次のとおりとする。
- 一 <u>固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備</u>であって、次号に規定するものを除く。)及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備(第四号の端末系伝送路設備を除く。)を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘<u>案して別に告示する電気通信番号とする</u>。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

別表第二

電気通信番号の種別	要 件
5 第9条第1項第1号	1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。
に規定するもの	2 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が法第41条第1項又は第2
(注2)	<u>項の適用を受けるものであり、法第42条第1項又は第4項の規定に基づく確認(以下「事業用電気通信設備の自己確認」という。)を</u>
	<u>行っていること</u> 。(注3)
	3 第9条第1項第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を
	講ずること。
	4 (略)
	5 <u>緊急通報が利用可能であること</u> (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)。
	6~8(略)

- 注2 無線呼出しに係る指定については、「要件」の欄の5及び6を除く。
- 注3 事業用電気通信設備の自己確認に際しては、総合品質及びネットワーク品質の測定について、TTC標準JJ201.01以上の測定方法に基づて測定されたものであること。

●平成9年郵政省告示第574号(電気通信番号規則の細目を定めた件)(現行)

第一条 <u>電気通信番号規則</u>(平成九年郵政省令第八十二号。以下「規則」という。)<u>第九条第一項第一号の規定により市町村等の区域を勘案して総務大臣が定める電気通信番号は、九けたの十進数字とし、末尾四けたを除く数字は別表第一号に定めるものとする。ただし、同表中市内局番の欄の数字は、総務大臣の指定により電気通信事業者(規則第五条第一項に規定する電気通信事業者をいう。別表第一号において同じ。)ごとに定めるものとする。</u>

別表第一号(一部の番号区画を抜粋)

番号区画コード	番号区画	市外局番	市内局番
219	東京都23区、狛江市(西和泉を除く。)、調布市(入間町、国領町八丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘及び若葉町に限る。)、三鷹市中原一丁目	3	BCDE
363	大阪府池田市空港、大阪市(東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。)、門真市(略)、吹田市、摂津市(略)、豊中市(略)、東大阪市(略)等	6	BCDE
428	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市(北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。)、加古郡播磨町(上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。)	78	CDE

転送電話に関する現行制度(電気通信事業法上の位置づけ)

- 現行の電気通信事業法において、転送電話サービスは「登録又は届出を要する電気通信事業」に該当する※。
- 他方、電気通信番号の使用の観点からの転送電話サービスに関する規律はない。

電気通信事業参入マニュアル【追補版】<抜粋>

(平成17年8月18日 初版、平成29年6月23日 第二版)

4. 主な事例と考え方

「登録又は届出を要する電気通信事業」には、一般的に以下のような電気通信役務を提供する事業が該当する。また、これらの電気通信役務の卸・再販を行う場合も、「登録又は届出を要する電気通信事業」に該当する。

加入電話、ISDN、中継電話、国際電話、公衆電話、FAX、電報、携帯電話、PHS、移動端未データ通信、データ伝送(フレームリレー・ATM交換等)、IP電話、ISP、FTTH・DSL・CATV・FWA・公衆無線LANアクセス、インターネット関連サービス(電子メール、インスタント・メッセンジャー、IX等)、広域イーサネット、IP-VPN、専用役務、無線呼出し等

「登録又は届出を要する電気通信事業」に係る主な事例とそれに対する考え方は以下のとおりであるが、事業の内容によっては異なる判断となる場合があるので、留意願いたい。

また、いわゆる「ポータルサイト」、「SNS(Social Networking Service)」など、様々なサービスが複合的に提供されている場合は、それぞれのサービスごとに、登録・届出の要否を判断することとなる。

(1)登録又は届出を要する事例

事 例	考え方
転送電話サービス	目らが使用・管理する電話番号をサービスの利用者に提供し、発信者からの当該電話番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、 又は当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する電話番号を 経由して着信者に転送するものをいい、他人の通信を媒介していることから、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
電話等受付自動代行サービス	電気通信設備(サーバ等)により人手を介することなく、サービス利用者あての電話やFAX等を受け、当該電話やFAX等の情報の内容を変更することなく、フォーマット変更やメディア変換を行い、利用者に伝達するものをいう。サービスの提供者は、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しており、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。

- ※ 登録又は届出を行わずに転送電話サービスを営んでいる場合には、
 - ・3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科とする(登録違反)、
 - ・6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(届出違反) とされている。(電気通信事業法第177条・第185条)

●「転送電話サービス」

自らが使用・管理する電話番号をサービスの利用者に 提供し、

発信者からの当該電話番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、

又は

・ 当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する 電話番号を経由して着信者に転送するもの をいい、他人の通信を媒介していることから、登録又は 届出を要する電気通信事業と判断される。

通話品質に係る設備の技術基準の概要

※インターネット電話については品質基準が存在しない

			122 1	1771年間に20でには出発生生が15日の60・						
		固定電話								
	アナログ電話	0AB-J IP電話	IP網への移行後の メタルIP電話(予定)	携帯電話	050 IP電話					
通話品質等	<通話品質> •送話ラヴネス定格 15dB以下 •受話ラヴネス定格 6dB以下	くネットワーク品質> ・UNI - UNI間: 平均遅延70ミリ秒以下	 (通話品質 > ・送話ラヴィス定格 15dB以下 ・受話ラヴィス定格 6dB以下 ・受話ラヴィス定格 6dB以下 くネットワーク品質 > ・UNI ー UNI間: 平投らぎ20ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満・UNI ー NNI間: 平投らぎ10ミリ秒下 パケット損失率0.25%未満 < 総合品質 > ・平均遅延 150ミリ秒 ステナロで 電話と同等の 安定性 	<通話品質> 自主基準 (VoLTE除く) <総合品質> 自主基準 (VoLTEのみ)	<総合品質> ・平均遅延 400ミリ秒未満					
接続品質	<接続品質> •呼損率0.15以下 •接続遅延30秒以下 等	<接続品質> •呼損率0.15以下 •接続遅延30秒以下 等	<接続品質> •呼損率0.15以下 •接続遅延30秒以下 等	<接続品質> •呼損率0.15以下 •接続遅延30秒以下 等	<接続品質> •呼損率0.15以下 •接続遅延30秒以下 等					

- ※「通話品質」:呼を疎通する端末設備-局舎間での音量の減衰に係る品質(アナログ電話)、呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質(携帯電話(VolTE除く))
- ※「ネットワーク品質」:呼を疎通するIPネットワーク部分に係る品質
- ※「総合品質」:呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質
- ※「安定品質」:呼の疎通の安定性に係る品質
- ※「接続品質」:呼の疎通しやすさに係る品質

緊急通報に関する設備の技術基準

●事業用電気通信設備規則(現行)

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)【アナログ電話用設備】

第三十五条の二

電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関(以下「警察機関等」という。) への通報(以下「緊急通報」という。) を扱う事業用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
- 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報に 係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
- 三 緊急通報を受信した端末設備から終話信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)【ISDN用設備】

- 第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、次の各号に適合するものでなければならない。
 - 一 緊急通報を、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続すること。
 - 二 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号、その他当該発信に係る情報として、総務大臣が別に告示する情報を、当該緊急通報 に係る警察機関等の端末設備に送信する機能を有すること。ただし、他の方法により同等の機能を実現できる場合は、この限りでない。
 - 三 緊急通報を受信した端末設備から通信の終了を表す信号が送出されない限りその通話を継続する機能又は警察機関等に送信した電気通信番号による呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)【OAB~JIP電話用設備】

第三十五条の十四 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)【携帯電話・PHS用設備】

- 第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。
- 2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備)【その他音声用設備】

- 第三十六条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等の場所を管轄する警察機関等に接続しなければ ならない。ただし、端末設備等との接続において電波を使用するものについては、基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続する こととする。
- 2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信回線設備に準用する。

緊急通報に関する設備の技術基準(続き)

●昭和60年郵政省告示第228号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)(現行)

(警察機関等の端末設備に送信する情報)

- 第四条 規則第三十五条の二第二号(第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。
 - 一 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - 二 発信に係る住所
 - 三 電気通信回線の契約者名
- 2 規則第三十五条の六第二号(第三十五条の十四、第三十五条の二十第二項及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定 による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。
 - 一 総合デジタル通信用設備
 - イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - ロ 発信に係る住所
 - ハ 電気通信回線の契約者名
 - 二 インターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(平成九年郵政省令第八十二号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び同令第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備であつて端末設備等との接続において電波を使用しないものに限る。)
 - イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - ロ 発信に係る位置情報(住所コード及び住所)
 - ハ 当該設備を用いた役務の契約者名
 - 三 携帯電話用設備(無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の四第一項第一号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの、同令第四十九条の六の四第一項第一号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ若しくは三・六八六四メガチップのもの、同令第四十九条の六の六第一項第一号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの又は同令第四十九条の六の六第一項第一号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップのものを用いた携帯電話用設備に限る。)
 - イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号
 - ロ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報(緯度、経度及び精度情報)

平成30年電気通信事業法の改正

●電気通信事業法(平成30年改正後の条文)

(電気通信番号の使用及び電気通信番号計画)

- 第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、 又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画(第五十条の六第一項 の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。)に従つて次条第一項又は第五十 条の十一の指定があつた電気通信番号(総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)を使用しなければならない。ただし、 ドメイン名(第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。)、アイ・ピー・アドレス(同項第三号に規定するアイ・ピー・アド レスをいう。)その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。
- 2 総務大臣は、次条第一項の認定(同項及び第五十条の十一の指定を含む。)その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信 番号のほか、次に掲げる事項を記載した表(以下「電気通信番号計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しな ければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。
 - 一 次に掲げる電気通信番号の別
 - イ 利用者設備識別番号(利用者の端末設備(第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。)を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。)
 - ロ 利用者設備識別番号以外の電気诵信番号
 - 二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
 - 三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容
 - イ 重要通信の取扱いに関する条件
 - ロ 番号ポータビリティ(利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の 前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。)に関する条件
 - ハ 使用の期限
- 3 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。
 - 一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。
 - 二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。
 - 三、電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。
 - 四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

(電気通信番号使用計画の認定等)

- 第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画(以下「電気通信番号使用計画」という。)を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定(当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。)を受けなければならない。
 - 一 電気通信番号の使用に関する事項

平成30年電気通信事業法の改正(続き)

- 二 付番(利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。)をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項
 - イ 付番に関する事項
 - ロ 利用者設備識別番号の管理に関する事項
- ハ 利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項
- 三 前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の 確保に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 総務大臣が第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、電気通信事業者(次条各号のいずれかに該当するものを除く。)が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使用計画(同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。)を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

(認定の基準)

- 第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画(同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。)が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。
 - ー 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。
 - 二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

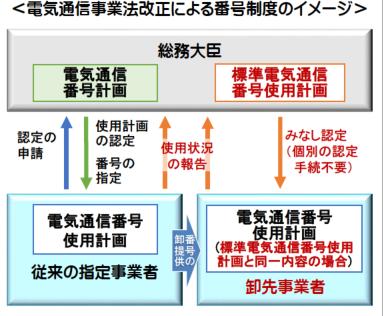
(適合命令)

- 第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。
- 第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。
 - 一~六 (略)
 - 七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用した者
 - 八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更した者

電気通信番号の卸提供に関する制度改正の概要

(平成30年電気通信事業法改正)

- 卸取引の増加により、サービスの卸提供を受けて番号を使用する卸先事業者が増加傾向[※]。卸先事業者は、国から番号の指定を直接受けず、卸元の指定事業者が管理する番号を使用している。
 - ※ MVNO(仮想移動体通信事業者)は約1,700者(平成29年12月1日現在)、FVNO(仮想固定通信事業者)は1,030者(平成29年9月末現在)。
- このような、国から番号の指定を受けた事業者と実際に番号を使用する事業者が異なる場合に、利用者からはその制度上の責任主体が見えにくいことに加え、国が番号の使用の実態を十分に把握できず、番号の適切な管理ができないという課題がある。
- こうした課題に対応するため、情報通信審議会「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申(平成29年9月)
 において、「卸先事業者における番号制度上の義務の履行の徹底を図るよう電気通信番号の適正な管理を確保するための仕組みについての制度的対応が必要」と提言された。
- 上記答申を踏まえ、総務省において、以下の内容等の制度を 導入する電気通信事業法の改正案を今国会に提出※。
 - ※ 法案は本年5月16日成立、5月23日公布。改正法の施行は、公布の日から 1年以内の政令で定める日。
- ・ 従来の指定事業者に加え、指定事業者から番号の卸提供を 受けてサービスを提供する卸先事業者についても、「電気通信 番号使用計画」を作成して総務大臣の認定を受けなければな らないこととし、番号の使用条件の遵守等が求められる。
- ただし、卸先事業者については、過度な負担とならないよう、 個別の認定手続を定型化・簡素化することとし、総務大臣が定 める「標準電気通信番号使用計画」と同一の「電気通信番号 使用計画」を作成した場合は総務大臣の認定を受けたものと みなす。



犯罪収益移転防止法の概要

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)は、犯罪による収益の移転の防止を図り、国 民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定。
- ◆ 特定事業者※に対して、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を義務付け。
 - ※ 金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、弁護士、司法書士、公認会計士等(特定事業者により義務等は若干異なる)。 総務省関係では、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、行政書士、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が該当。

犯罪収益移転防止法の概要



1. 取引時確認義務

- ・ 運転免許証等の公的証明書等による顧客等の<u>①氏名・名称、②住居・本店又は主たる事務所の所在地、③生年月日、④取引を</u> 行う目的、⑤職業・事業内容、⑥実質的支配者の確認を義務づけ。
- ・ マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引(<u>ハイリスク取引</u>)については、上記確認事項に加え、その取引が 200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産及び収入の状況」の確認も義務づけられている。

2. 確認記録の作成・保存義務

・ 取引時確認を行った場合には直ちに確認記録を作成し、当該契約が終了した日から7年間保存することを義務づけ。

3. 取引記録の作成・保存義務

・ 特定業務に係る取引を行った場合若しくは特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、 当該取引又は特定受任行為の代理等が行われた日から7年間保存することを義務づけ。

4. 疑わしい取引の届出

・ 特定業務に係る取引について、<u>①当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、②顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、</u>これらの疑いがあると認められる場合に、行政庁に対して疑わしい取引の届出を行うことを義務づけ。

5. 取引時確認等を的確に行うための措置

①取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるとともに、②使用人に対する教育訓練の実施、顧客管理措置の実施に関する内部規程の策定、顧客管理措置の責任者の選定等の措置を講ずるよう努めなければならない(努力義務)。

携帯電話不正利用防止法の概要

- 「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」(平成17年法律第31号)は、携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的として制定。
- 携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に 関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を規定。
 - ※平成20年改正により、「レンタル携帯電話事業者による本人確認の厳格化等」の内容を追加。

携帯電話不正利用防止法の概要

- ◇ 契約者の管理体制の整備の促進 及び 携帯音声通信サービスの不正利用の防止のため、 以下を措置。
 - 1. 契約締結時・譲渡時の本人確認義務等
 - ・ 携帯電話事業者及び代理店に対し、① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、 ② 本人確認記録の作成・保存(3年間)を義務付け。
 - 2. 警察署長からの契約者確認の求め
 - 警察署長は、犯罪利用の疑いがあると認めたときは、携帯電話事業者に対し契約者確認を求めることができる。その求めを受けた携帯電話事業者は、当該契約者について、契約者確認を行うことができ、契約者が本人確認に応じない場合には、役務提供の拒否が可能。
 - 3. 貸与業者の貸与時の本人確認義務等
 - ・ 相手方の氏名等を確認せずにレンタル営業を行うことを禁止。 ① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存(3年間)を義務付け。
 - 4. 携帯電話の無断譲渡・譲受けの禁止
 - 携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡することを禁止。
 - 5. 他人名義の携帯電話の譲渡・譲受けの禁止

関係ガイドライン・報告書等

電気通信番号の識別性に関する過去の検討経緯

● 固定電話番号(0AB~J)については、利用者から見た場合に、発着信に用いられる番号により、「①地理的識別性」、「②サービスの識別性」、「③通話品質の識別性」、「④社会的信頼性の識別性」を確保する役割を担っているものとされている。

○「IP時代の電気通信番号の在り方に関する研究会 第一次報告書」(平成17年6月) <抜粋>

(地理的識別の在り方)

- 固定電話番号は長年にわたり国民生活で利用されているものであり、番号により端末が設置されている地域を特定したいとのニーズは依然として高い。
- このため、IP化が進展し料金識別へのニーズが低下したとしても、地理的識別は維持していく必要があると考えられる。

(サービスの識別の在り方)

■ IP化の進展により、サービス内容及び通話品質等の多様化や複数のサービスの融合したサービス等の新しいサービスの登場も考えられるものの、社会的信頼性の維持や利用者利便の確保の観点からは、固定電話か携帯電話か、緊急通報を利用できるか等の一定のサービス識別は依然として求められる。

(通話品質の識別の在り方)

- 今後、技術の進歩に伴い、全てのサービスの品質が一様となった場合には、番号による通話品質の識別は不要となると考えられるものの、複数のサービスが融合したサービス等の品質が不定であるサービスや、従来よりも品質の高いサービスの実現が見込まれるなど、通話品質の多様化が進んでいく可能性があり、一定の通話品質の識別は引き続き必要である。
- 固定電話は携帯電話等よりも品質が良いと考えている人が多く、また一定以上の通話品質の確保へのニーズも高い状況である。このため、番号によりサービス内容に応じた通話品質が確保されていることがわかることは必要である。

(社会的識別性の識別の在り方)

- 固定電話番号は、端末の設置場所を固定して提供されるサービスで利用されており、利用者の所在地が特定されているため、通話の相手先を知らない場合でも、携帯電話等の0A0番号と比較して相対的に一定の社会的信頼性が確保されているという特徴がある。
- 固定電話番号は社会的信頼性があるとの見方が一般的であり、利用者において、番号が信頼性を判断する上での手がかりの一つとして利用されている。このため、今後も社会的信頼性を維持していくことが適当であり、固定電話番号については、今後も引き続き端末の設置場所が固定である点を確保していく必要がある。
- 発信番号表示については、常に正しい番号が表示されるものであるとの社会的コンセンサスがあることを踏まえ、発信番号の偽装表示についても、対策を講じていくことが必要である。また、番号とは別の技術的方策についても今後検討することも考えられる。

緊急通報時の発信者番号に関する過去の検討経緯

○「『異なる電気通信番号の送信の防止に係る省令の取り扱い方針(平成20年4月21日総務省公表)』の運用 に係るガイドライン」(平成20年12月26日(社)電気通信事業者協会) < 抜粋 >

5. 緊急通報時の発信者番号を担保するための対策

本章では、OAB~J番号回線の発信における緊急通報確保に係わる、発信事業者が留意すべき事項を記述する。

緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備は、事業用電気通信設備規則第35条の2の規定に従い、①所轄へ接続すること ② 発信場所の位置情報等を通知すること ③回線保留又は緊急通報受理機関に送信された電気通信番号による呼び返し等を実現することが求められている。

ここで、発信する物理回線以外のOAB~J番号が通知(表示)された場合、緊急通報受理機関において発信者番号による位置情報の検索あるいは位置情報と音声通話を結びつけることが困難になることが想定される。また、回線保留代替措置として 緊急通報発信回線に対する接続制限を実現すること及び呼び返しを行うことについても先述同様に困難になる可能性があると思われるため、発信事業者は以下の各項に留意して発信者番号を送信する必要がある。

① 発信者番号の種類

緊急通報が着信する緊急機関の指令台に対しては、表示された発信者番号へコールバックした場合に、できるだけ緊急通報の発信者宛に着信できることが望ましいことから、発信事業者とは異なる番号指定事業者の回線番号を発信者番号に設定している際であっても、緊急通報時は発信事業者の番号を設定し送出する対策を実施すべきである。

② 位置情報通知システムとの整合

音声呼により**指令台に送られた発信者番号と各事業者の位置情報通知システムから送信される発信者番号、及び同システムの検索キーとなる発信者番号は一致していなければならない**ので(そうでなければ緊急機関側で同一性を確認することができない)、緊急通報においては、発信事業者の番号を通知することを発信者番号設定事業者が責任を持って実施する。

インターネット電話への転送に関する過去の検討経緯

○ 「IP時代の電気通信番号の在り方に関する研究会 第二次報告書」(平成18年6月) < 抜粋>

第4章 インターネット電話への転送について

3 検討

3-2 インターネット電話への転送に係る発信者の保護方策

着信転送の形態によるインターネット電話への転送が許容される場合でも、発信者は、当該通信がインターネットを経由して通話先に転送されているのかどうか分からないため、発信者保護の観点から何らかの方策が必要である。

発信者が呼接続を継続するかを選択可能な機会を確保するため、<u>インターネットを経由している点について、インターネットへの転送前にガイダンスにより発信者に告知することが現実的な対策</u>と考えられる。

ガイダンスの内容としては、例えば、「インターネット電話サービス(又は個別サービス名等)」に転送します。」等が考えられる。

ガイダンスが挿入された場合でも、インターネット電話への転送における注意点等については、発信者が直ちに認知することは困難であると 考えられることから、当該<u>サービスを提供する事業者等において、利用者(当該サービスの契約者以外に、広く電話の利用者一般を含む。)に、インターネットを系由することの意味を幅広く告知していくことが必要</u>である。

ガイダンスの挿入により発信利用者は通話の都度ガイダンスを聞かなければならず発信利用者の利便が害されるのではないかとの観点から、ガイダンスを挿入せず、例えば利用者にインターネット系由で接続されることがあることを幅広く告知することで代替可能なのではないかとの提案もあった。しかしながら、インターネット電話への転送自体が一部の利用者により限定的に行われている現時点においては、告知のみによって国民一般の理解が得られる環境に至っているとは考えられないため、不適当と考えられる。

ただし、使用頻度の高い利用者が毎回同様のガイダンスを聞くこと等がサービス提供の妨げになる場合には、(2度目以降は)中途でガイダンスのキャンセルを可能とする方法や、ガイダンスをできる限り短くする方法など、利用者が煩わしく感じないような運用上の工夫も考えられる。

3-3 その他

一般的な<u>着信転送サービスにおいては、発信元の発信者番号が転送先まで通知されることが通常</u>ではあるが、システムによっては、転送の際の発信に用いられる回線の番号が通知される場合も許容されている。

<u>インターネット電話への転送の場合にも、通話先に発信者番号が通知される場合には、利用者の利便性の観点からは、発信元の番号を通知することも考えられる。</u>

(略)逆にインターネット電話から発信し、既存電話網へ着信する場合については、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号が通知されると、その番号にかけ直した場合に必ずしもつながるとは限らないことや、特にOAB~J番号が通知される場合には地理的識別性等の点で問題があるなど、利用者保護の観点から慎重に対応する必要がある。このため、一般的には、インターネットから既存電話網へ転送を行う事業者は、発信者番号を通知しないことが適当である。ただし、OAO番号については、確実に着信転送サービスの個々の利用者からの発信であることが確認できる場合に限って、GWなどで既存電話網発信に用いた回線の番号を通知することも考えられる。

固定電話番号を利用する転送電話の提供形態・提供状況

転送電話の提供形態【ケース1】

ケース1

指定事業者による提供形態

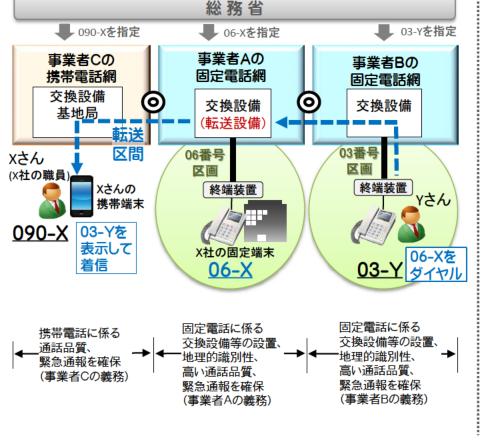
(①指定事業者の交換設備(転送設備)に契約者の固定電話端末がつながっている場合)

着信転送の場合

提供事業者の例

法人向け:NTT東西、NTTコム、KDDI、ソフトバンク等 個人向け:NTT東西、NTTコム、KDDI、ソフトバンク等

※事業者Aが提供する転送電話サービス(06番号)を利用する法人ユーザ(X社職員のXさん)が、固定電話(03番号)の個人ユーザ(Yさん)から着信する場合の例(イメージ)



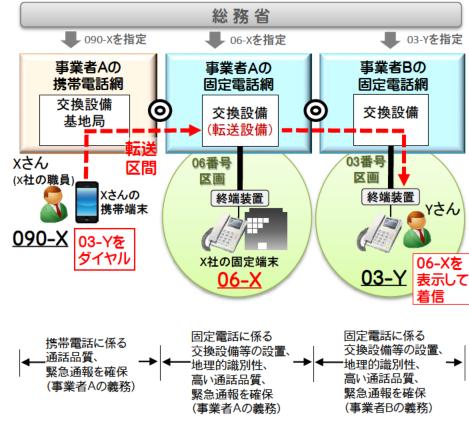
発信転送の場合

提供事業者の例

法人向け:KDDI、ソフトバンク

個人向け: -

※事業者Aが提供する転送電話サービス(06番号)を利用する法人ユーザ(X社職員のXさん)が、固定電話(03番号)の個人ユーザ(Yさん)に発信する場合の例(イメージ)



転送電話の提供形態【ケース2】

ケース2

指定事業者による提供形態

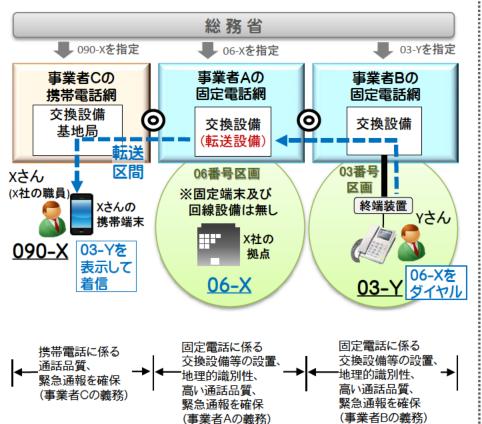
(②指定事業者の交換設備(転送設備)に契約者の固定電話端末がつながっていない場合)

着信転送の場合

提供事業者の例

法人向け:(ヒアリング事業者は「該当なし」と回答) 個人向け:(ヒアリング事業者は「該当なし」と回答)

※事業者Aが提供する転送電話サービス(06番号)を利用する法人ユーザ(X社職員のXさん)が、固定電話(03番号)の個人ユーザ(Yさん)から着信する場合の例(イメージ)

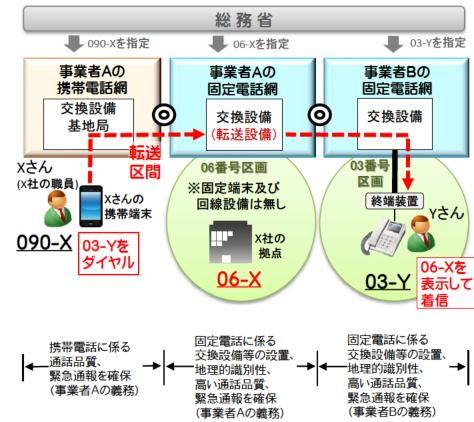


発信転送の場合

提供事業者の例

法人向け:(ヒアリング事業者は「該当なし」と回答) 個人向け:(ヒアリング事業者は「該当なし」と回答)

※事業者Aが提供する転送電話サービス(06番号)を利用する法人ユーザ(X社職員のXさん)が、固定電話(03番号)の個人ユーザ(Yさん)に発信する場合の例(イメージ)



転送電話の提供形態【ケース3】

ケース3

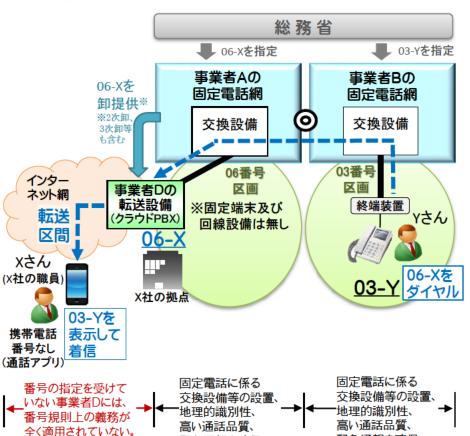
非指定事業者による提供形態

着信転送の場合

提供事業者の例

法人向け:富士通クラウド 個人向け:日本通信(既に終了)

- ※事業者Dは、転送設備(クラウドPBX)を事業者Aの交換設備に接続するとともに、事業者 Aから06番号(06-X)の卸提供を受けて転送電話サービスを提供
- ※事業者Dが提供する転送電話サービスの法人ユーザ(X社職員のXさん)が、固定電話(03番号)の個人ユーザ(Yさん)から着信する場合の例(イメージ)



緊急通報を確保

(事業者Aの義務)

緊急通報を確保

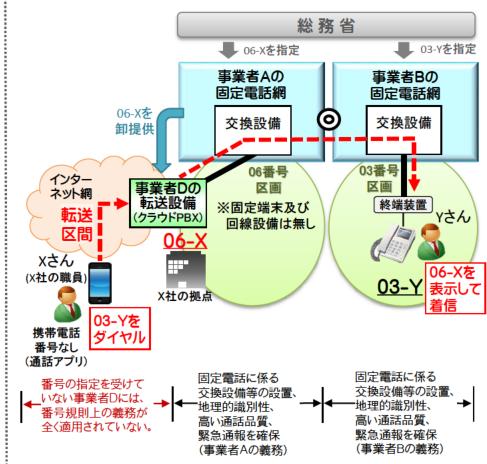
(事業者Bの義務)

発信転送の場合

提供事業者の例

法人向け:富士通クラウド 個人向け:日本通信(既に終了)

- ※事業者Dは、転送設備(クラウドPBX)を事業者Aの交換設備に接続するとともに、事業者 Aから06番号(06-X)の卸提供を受けて転送電話サービスを提供
- ※事業者Dが提供する転送電話サービスの法人ユーザ(X社職員のXさん)が、固定電話(03番号)の個人ユーザ(Yさん)に発信する場合の例(イメージ)



ヒアリング対象事業者による固定電話番号を利用する転送電話の提供状況

	固定電話番号(0AB~J)の指定を受けず他の事業者から卸提供を受けて転送電話を提供する事業者									
			(ヒアリンク	ブ対象)* ¹ 			けて転送電話を提供する事業者 (ヒアリング対象) ^{※1}			
	N ⁻	ГТ	K	DDI	ソフト/	バンク	富士通クラウドテクノロ	日本通信	マイクロ	
	NTT東西	NTTコム	110	,,,,	///		ジーズ	口不過旧	ソフト ^{※2} -委員・総務省	
電話番号を利用する 電話※の提供の有無	有 固定電話・ひか	有	4	=	1	Ī	有	有	委員・総務省 限り	
サービス名 通信事業に該当するもの	り電話(ボイス ワープ)	I PVoice	auひかり電話	auオフィス ナンバー	ホワイト光電話 BiZダイヤル		ShaMo!	(既に終了)		
着信転送/ 発信転送の別	着信	着信	着信	着信 発信	着信	着信 発信	着信 発信	着信 発信		
法人向け/ 個人向けの別	法人 個人	法人	個人	法人	個人	法人	法人	個人		
転送区間のネット ワーク (通話品質水準)	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	携帯電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	携帯電話網	インター ネット網	インター ネット網		
番号区画内の固 定端末及び伝送路 設備の有無	有	有	有	有	有	有	無	無		
番号区画内の契 約者拠点の有無 及び確認	有 (確認有)	有 (確認有)	有 (確認有)	有(確認有)	有 (確認有)	有 (確認有)	有 (確認有)	無		
契約者による緊急 通報の可否	- (着信転送のみ)	- (着信転送のみ)	- (着信転送のみ)	携帯電話 から可能	- (着信転送のみ)	固定電話又 は携帯電話 から可能	不可	不可		
転送の際の利用 者通知(音声ガイダ ンス、発信音等)の 有無	固定電話 のみ有	無	無	無	無	無	無	無		

^{※1} 本資料は、事業者ピアリング(4/26)における各社の説明内容及びその後各社から聞き取りを行った内容について事務局が取りまとめたもの。

^{※2} マイクロソフトについては、現時点で日本ではサービスを提供しておらず、今後の具体的な提供の予定も決まっていない。

ヒアリング対象外の主な指定事業者による 固定電話番号を利用する転送電話の提供状況

_																
				固	定電話番	号(0AB	~J)の指	定を受け	た主な固	定電話	事業者(ヒアリン	グ対象外))		
		東北イン テリジェ ント通信 ケーション			ケイ・オフ			エネルギア・コミュニケーションズ		et QTnet		楽天コム	アルテリア	J:COM	Colt	アイ・ ピー・エ ス
用	定電話番号を利する転送電話※		;	 有 :	有	河	7	有		7	有					
* 1	提供の有無 電気通信事業に該 当するもの	有	サービス	サービス ②	サ ー ビス ①	サービス ②	サ ー ビス ①	サービス ②	有	サービス ①	. サービス ②	有	有	有	有	有
	着信転送/ 発信転送の別	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信	着信
	法人向け/ 個人向けの別	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	法人 個人	個人	法人	法人 個人	法人	法人 個人	法人	法人
	転送区間の ネットワーク (通話品質水 準)		固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	携帯電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	携帯電話網	携帯電話網		固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	固定電話網 携帯電話網 050IP電話網		固定電話網 携帯電話網 050IP電話網	携帯電話網
	番号区画内の 固定端末及び 伝送路設備の 有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	番号区画内の 契約者拠点の 有無及び確認	有 (確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有 (確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有(確認有)	有 (確認有)	有 (確認有)
	契約者による 緊急通報の可 否	- (着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- 送(着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転 送のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転送 のみ)	- (着信転送の み)	- (着信転送 のみ)	- (着信転 送のみ)	- (着信転送 のみ)
	転送の際の利 用者通知(音声 ガイダンス、発 信音等)の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

主な指定事業者における固定電話番号の卸提供の状況

		固定電話番号(0AB~J)の指定を受けた主な固定電話事業者														
	NTT 東西	T NTT コム	KDDI	ソフトバンク	東北イ ンテリ ジェント 通信	中部テ レコミュ ニケー ション	ケイ・オプ ティコム	エネルギ ア・コミュニ ケーション ズ	STNet	QTnet	楽天コム	アルテリ ア	J:COM	Colt	アイ・ ピー・エ ス	ZIP Telecom
総務省から指定を 受けた固定電話 番号の数 (平成30年3月末現在)	19037万 番号	389万 番号	1375万 番号	1650万 番号	83万 番号	96万番号	130万 番号	49万 番号	38万番号	82万 番号	323万 番号	57万番号	242万 番号	31万番号	2万番号	10万番号
総務省から指定を 受けた固定電話 番号を他の事業 者に卸提供してい る実態	有 ※光コラボ による固定 電話のみ	有	有	有 ※個人 向け電話 のみ	無	無	無	無	無	無	有	有	有	有	有	有
上記の卸提供した固定電話番号を用いて、卸 先事業者が(固定電話ではなく)転送電話を提供している実態	有 ※ボイス ワープ	有 ※IP Voice転 送機能	有	有 ※固話オプ 電話オプ ・ 信転送) のみ	-	-	-	-	-	-	無	有	有 ※固定電 話オプショ ン(着信転 送)のみ	把握し ていな い	有	有
上記 まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	有 ※番号区画 内のの有 拠点で で 表 が 表 が 表 を 表 の の の の る の る の る の る の る の る の る の る	有 一 不 番内 の の で 実施 で 実施	無	有 ※SBの 電話とは に同形限 定	_	_	_	-	-	-	_	有	有 ※固定電 話オプショ ン(着転 送)のみに 限定	接続契約などによる	無	有

※本資料は、各社から聞き取りを行った内容について事務局が取りまとめたもの。

諸外国における 固定電話番号に関する状況

2015年、米国、英国、フランス、ドイツ、韓国、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、スペイン、フィンランドの10カ国の政府(規制機関)に対して、転送電話サービスに関するアンケート調査を実施(ノルウェー、デンマーク、ベルギーについては面談ヒアリングも実施)

- 1 固定電話番号の位置付け及び番号付与条件
- 〇デンマーク以外の全ての国(米国※1、英国、フランス、ドイツ、韓国、ノルウェー、ベルギー、スペイン、フィンランド)で、固定電話番号の地理的識別性を維持。
 - ※1 米国は、2017年、FCCが引っ越しても番号を持ち運べるロケーションポータビリティに関する検討を活発化
- ○事業者が利用者に固定電話番号を付与する際の条件は、
 - ・エリア内に物理回線があること: 3カ国(韓国、ベルギー、フィンランド)
 - ・エリア内に物理回線、又は住所があること: 2カ国(ドイツ、スペイン※2)
 - ・エリア内に住所があること: 3カ国(米国、フランス※3、ノルウェー)
 - ・その他: 1カ国(英国※4)

であり、ほぼ全ての国で身分証明書による氏名や住所の確認が行われている。

- ※2 スペインでは、固定電話番号は通常の地理的エリア内からの使用とノマディックサービスでの使用が可能だが、それらは異なる番号帯が使用されており、前者の番号は物理回線、後者の番号は住所に付与される。
- ※3 フランスは、住所があることが条件となっているが、実際には居住している場所に、番号の付与対象であるPSTN回線やセットトップボックスが存在することで居住場所の妥当性が確認される。
- ※4 英国は、規制機関としては物理回線の所在も住所も条件とはしておらず、各事業者の判断に委ねられている(但し、エリアに対応した料金識別性の確保が必要)

諸外国における固定電話番号に関する状況(2)

第22回番号政策委員会(H30.5/30) NTTアドバンステクノロジ提出資料 より抜粋

2 固定電話番号のノマディック利用

事業者から利用者に正当な手続きにより付与されている固定電話番号を、それが示す地理的エリア外から利用すること(ノマディック利用)は、

- ・認められていない: 3カ国(フランス、韓国、スペイン※2)
- ・認められている: 6カ国(米国、英国、ドイツ、ノルウェー、ベルギー、フィンランド)
 - ※2 スペインの固定電話番号はノマディックサービス用に異なる番号帯が使用されている。

(デンマークは固定電話番号はなく対象外)

3 固定電話番号の他網(非番号保有網)利用

事業者から利用者に正当な手続きにより付与されている固定電話番号を、他網(非番号保有網)で利用することは、

- ・認められていない: 5カ国(フランス※1、ドイツ、韓国、スペイン、フィンランド)
- ・認められている: 4カ国(米国、英国、ノルウェー、ベルギー)
- ※1 フランスは、非地理的番号については、他網での利用を許容

(デンマークは固定電話番号はなく、非地理的番号については、他網での利用を許容)

4 固定電話番号のGW利用

固定電話番号を、あたかもエンドユーザーに付与するかのように、GWに付与して利用することは、

- ・認められていない: 6カ国(フランス、ドイツ、韓国、ノルウェー、ベルギー、フィンランド)
- ・認められている: 3カ国(米国※3、英国、スペイン)

(デンマークは固定電話番号はなく対象外)

※3 米国は、事業者が自身のネットワーク内の特定のスイッチやGWへのルーティングに番号を使用するケースがあるとのこと(通常のユーザーを示す番号としては、GWに付与されることはなく、通常は番号はエンドユーザーに付与)

答申までの検討スケジュール

答申までの検討スケジュール

番号政策委員会において検討を行い、本年夏頃に答申案(委員会報告書とりまとめ)、意見募集を経て、本年秋頃に答申とりまとめを予定。

